

記入例

(黒または濃い青のボールペンやインクで記入してください。) この記入例は5年用、10年用共通です。
サインペン、マジック、消せるボールペンは不可。

- 申請書は機械で読み取りますので、丁寧に記入し、折り曲げたりしないでください。
- 訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、正しい内容を書き加えてください(修正ペン等使用不可)。ただし、「所持人自署」欄の署名を書き損じた場合(枠からはみ出し、なぞり、付け足し、かすれ等を含む)には訂正ができないので、新しい申請書に書き直してください。

所持人自署 (訂正できません)

所持人自署はそのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人が枠内に署名してください。小学生の方は、必ず本人が日本語又はローマ字等で署名してください(漢字で署名できない場合はひらがなで署名してください。)また、点線から上に1行で署名してください。

〔例〕漢字で書く場合
山田太郎

ローマ字で書く場合
Taro Yamada

幼児等がひらがなで書く場合
やまだたろう

〔例〕TARO YAMADA
by k.YAMADA (mother)

山田太郎
山田明(父)代筆

※障害のある方で署名が困難な場合は、事前にご相談ください。

★署名としてよくない例

- ×枠からはみ出した署名
TARO YAMADA
- ×署名をなぞったもの
山田太郎
- ×インクが薄かったり、カスレたもの
山田太郎
- ×2段書きやふりがなを付けた署名
TARO YAMADA

(おもて)

新規・切替 一般旅券発給申請書 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) 5年用

受理年月日 受理番号 窓口記入欄 有効期間 発行年月日 交付年月日 旅券番号

写真貼らずにお持ちください

氏名(左詰め) ヤマダ タロウ 山田 太郎

性別 性 別 本籍 神奈川県 横浜市中央区山下町5丁目0番

所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます) 山田太郎

旅券番号 MQ 1234567 発行年月日 西暦で記入 19981005

最後に受け取ったパスポートについて記入してください。 YAMADA

現住所 (住民票に記載の住所) 〒260-0855 千葉県中央区市場町1-1

住所 東京都千代田区霞が関2-2-1

緊急連絡先 氏名 山田 松子 申請者との関係 母 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

※次の各事項に該当しているか否か、□にV印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)

刑罰等関係 1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。はい いいえ 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。はい いいえ 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。はい いいえ 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。はい いいえ 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。はい いいえ 6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。はい いいえ

現在外国の国籍を有していますか。(※該当する枠内にV印を記入してください) はい いいえ

渡航中の国内の連絡先を記入してください。(一緒に渡航しない人) 取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。外国籍の父又は母の子として出生 外国での出生 外国人との婚姻又は養子縁組 帰化申請又は国籍取得届出

「はい」に該当する方は、別途手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

裏面も記入してください

旅券(パスポート)に使用されている略語

性別	生年月日、発行年月日、有効期間満了日の月表示				
M: MALE (男性)	JAN: JANUARY (1月)	APR: APRIL (4月)	JUL: JULY (7月)	OCT: OCTOBER (10月)	
F: FEMALE (女性)	FEB: FEBRUARY (2月)	MAY: MAY (5月)	AUG: AUGUST (8月)	NOV: NOVEMBER (11月)	
	MAR: MARCH (3月)	JUN: JUNE (6月)	SEP: SEPTEMBER (9月)	DEC: DECEMBER (12月)	

(うら)

出発予定日 令和 年 月 日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にV印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に) 記入しないでください

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名 最大3文字まで(別名を含む)

注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、~など)や、数字(II世など)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外務大臣 令和 年 月 日 大使 総領事 殿

法定代理人(親権者、後見人など)署名

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)

(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

本確認欄 (1点でよい書類) 日本国旅券 運転免許証 個人番号カード 船員手帳 海技免状 猟銃等所持許可

(2点必要な書類) 戦傷病者手帳 宅建取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 官公庁職員身分証明書 身体障害者手帳 偽造防止対策付き

介護保険証 健康保険証 国民健康保険証 船員保険証 共済組合員証 介護保険証 印鑑登録証明書及び実印 後期高齢者医療被保険者証 その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) 時帰国者

代理 長音表記

説明資料名() 理由()

- ◆未定の方は「未定」と記入してください。
- ◆カタカナで記入してください(濁点も同じマスに記入してください。)
- ◆戸籍どおりにかき書で正確に記入してください。
- ◆ヘボン式ローマ字活字の大文字で記入してください。上段が姓、下段が名です。
- ◆該当する枠内にV印をつけてください。
- ◆本籍地を記入してください。
- ◆最後に受け取ったパスポートについて記入してください。
- ◆成年の方は「5」と記入してください(10年用の申請書にこの欄はありません。)
- ◆申請日現在の満年齢を記入してください。
- ◆該当する場合は必ずV印をつけてください。
- ◆住民票どりの住所を記入してください。
- ◆渡航中の国内の連絡先を記入してください。(一緒に渡航しない人)
- ◆該当する枠内に申請者本人がV印をつけてください。
- ◆「はい」に該当する方は、別途手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

この箇所は必ず申請者本人(旅券名義人)が記入して下さい

ヘボン式と異なるローマ字表記を希望する場合は申請窓口にご相談ください

記入しないでください

◆令和5年3月27日から申請書の様式が変更となりました。令和5年3月27日の旅券法改正により、申請書の様式が変更となりました。旧様式については、利用することができないためご注意ください。

障害のある方で署名が困難な場合は、事前にご相談ください。

◆申請者が未成年又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名が必要です。未成年者の場合は、親権者である父・母(養子の場合は養親)又は未成年後見人が法定代理人にあたります。法定代理人が遠隔地にて署名が困難な場合は、旅券申請同意書を添付してください。(用紙は旅券窓口にあります。また千葉県ホームページからダウンロードしていただけます。)

代理で提出する場合は、この申出書を必ず記入してください。

代理で提出する場合必ず申請者本人が記入してください。

(例) 父 友人 知人 旅行者 など

引受人記入欄は全て引受人がかき書で記入してください。

申請書類等提出委任申出書 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第9条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

令和〇年〇月〇日

引受人氏名 山田 花子 申請者との関係 妻

引受人住所 千葉県中央区市場町1-1

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 年 月 日 連絡先電話番号 ()

生年月日 明治・大正(昭和)平成・令和 年 〇月 〇日

注意事項 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)